



ジェームズ L. マクギニス (James L. McGinnis)

特別顧問

Four Embarcadero Center
Seventeenth Floor
San Francisco, CA 94111

T: 415.774.3294
F: 415.434.3947
jmcginnis@sheppardmullin.com

業務分野

反トラスト及び競争法

国際的案件

国際仲裁

訴訟

集団訴訟弁護

有毒物質不法行為及
び製造物責任

ホワイトカラー犯罪弁護
及び

企業捜査

学歴

1979年 カリフォルニア
大学バークレー校法学
士号(J.D.)取得

1976年 イェール大学
文学士号(B.A.)取得

ジェームズ・マクギニスは、弊所サンフランシスコ事務所の反トラスト法及び競争法部門の特別顧問である。以前はカリフォルニア州東部及び中部地区の連邦検事補を務め、1984年～1988年には刑事部に勤務。

担当の業務分野

多くの場合国際的な舞台において、反トラスト問題に焦点を当て、複雑な訴訟及びホワイトカラー犯罪案件を専門とする。複雑な訴訟に対する業務経験には、刑事／民事が同時並行に進む事件、集団訴訟、有価証券、大規模不法行為案件、及び何百件の製造物責任事件の国防管理も含む。さらに、内部調査及びコンプライアンス・レビューを定期的実施。米国全国弁護士として勤務し、多岐にわたる業界において、大手国際ビジネスの刑事・民事訴訟の弁護を指揮する。*Chambers & Partners* 及び *Best Lawyers in America* によって認められており、しばしば同僚及び裁判所によって、複雑な広域集団訴訟における被告側リエゾン代理人に選出されている。

熟練した訴訟弁護士であり、複雑な民事・刑事案件及び主要な大規模不法行為事件において、陪審審理の主任代理人としての豊富な経験を有している。サムスン電子(Samsung Electronics Corporation)またはサムスン SDI(Samsung SDI)の4つの主要事件においては、主任訴訟弁護士に選出されている。35年にわたる実務経験において、40件の事件の審理にあたってきたが、そのうちの22件は州または連邦の裁判所での審理であった。*Chambers USA 2015* は、「同僚はマクギニスについて、『法廷で複雑な反トラスト問題を扱うのに長けている』と強調し、訴訟弁護士としてのその能力を称賛している」と言及している。*Chambers USA 2016* では、「*集団訴訟の弁護の点で最高の弁護士*」として取り上げており、「*卓越した訴訟判断を備えた素晴らしい戦略家*」であると言及している。

価格操作疑惑、及びその他の反競争的行為、インサイダー取引、政府による不正行為や被告側契約詐欺、及びとりわけ環境法令違反がかかわる刑事事件や大陪審案件において、企業や個人を弁護。

National Law Journal 及び反トラスト及び集団訴訟に関する法務問題についてのその他の出版物においては、定期的に引用されている。

受賞歴

Best Lawyer in America、「最優秀弁護士」に選出、2006年～2018年

「北部カリフォルニアスーパー弁護士」に選出、*San Francisco Magazine*、2010年～2017年

「Acritas スター弁護士」に選出、2017年～2018年

反トラスト部門で選出、*Legal 500*、2015年～2017年

「反トラストトップ弁護士」に選出、*Chambers USA*、2009年～2017年

業務実績

代理を務めた事件

集団訴訟認定のための直接購入者の申立てに対する被告の反対に異議を唱え、成功を収めた。*リチウムイオン電池反トラスト訴訟 (In re Lithium Ion Batteries Antitrust Litigation)*、(カリフォルニア州北部地区)

Note 7 スマートフォンのバッテリーの不具合を主張する集団訴訟においてサムスン SDI アメリカ (Samsung SDI America) の主任弁護士を務める。ジョージ・シュミット (George Schmidt) 他対サムスン電子アメリカ (Electronics America)、サムスン電子 (Samsung Electronics Co.) 及びサムスン SDI アメリカ (Samsung SDI America) (ワシントン州西部地区)。本事件の弁護は、仲裁を強制し集団訴訟請求を棄却する申立てにより成功を収めた。

海外購入に基づく数十億ドル規模の TFT-LCD 価格操作の申立ての却下を確保。*モトローラ・モビリティ (Motorola Mobility) 対サムスン SDI (Samsung SDI)*。

組織的な反トラスト価格操作集団訴訟の全国弁護士及び被告側リエゾン代理人。*ブラウン管 (CRT) 反トラスト訴訟 (In re Cathode Ray Tube (CRT) Antitrust Litigation)*、MDL 番号 1917。

組織的な反トラスト価格操作集団訴訟の全国弁護士及び被告側リエゾン代理人。*TFT-LCD (フラットパネル) 反トラスト訴訟 (In re TFT-LCD (FLAT PANEL) Antitrust Litigation)*、MDL 番号 1827。

全国弁護士として、メモリチップ市場における民事・刑事の価格操作

容疑を弁護。ダイナミックRAM(DRAM)反トラスト訴訟(*In re Dynamic Random Access Memory (DRAM) Antitrust Litigation*)、MDL 番号 1486 及び 50 件を超える事件が全国の州裁判所に提起された。

大々的に報道された 200 億ドルを超える保険業者の内部審査のリーダーを務める。

無担保債権者委員会の主任訴訟弁護士。9 億 8500 万ドルが懸かった再建計画に対する反対保険業者 4 社の異議申し立てに対する弁護で成功を収める。再建計画は 4 週間の審理の後に承認され、主要反対保険業者は最終弁論の後に 11 億 5000 万ドルを追加で支払うことに合意した。ウェスタン・アスベスト・カンパニー(*Western Asbestos Company*) (*In re Western Asbestos Company*)、(カリフォルニア州北部地区 2004 年)No.02-46284。

カリフォルニア州弁護士として、直接・間接の集団訴訟並びにオプアウト原告によって提起された連邦 MDL 訴訟及びカリフォルニア州の併合訴訟において、価格操作容疑に対して大手アミノ酸製造業者を弁護。メチオニン反トラスト訴訟(*In Re Methionine Antitrust Litigation*)、MDL 番号 1311(カリフォルニア州北部地区 2000 年)(Cal. Jud. Council Coord. Proc. Nos. 4090 and 4096)(2000 年)。

処方薬の流通に異議を唱えるカリフォルニア州の併合された反トラスト訴訟において薬剤購入協同組合の主任弁護士を務める。ブランドネーム反トラスト訴訟(*In Re Brand Names Antitrust Litigation*) (Jud. Council Coord. Proc.、サンフランシスコ、1996 年)。

全国的な百貨店小売業者の主任弁護士。併合されたカリフォルニア州裁判所訴訟に提起された女性の化粧品における価格操作容疑に対して弁護。化粧品反トラスト訴訟(*In Re Cosmetics Antitrust Litigation*)(Jud. Council Coord. Proc. 1998 年)。

主任弁護士として、サイパン島の衣料品労働者が提起した連邦及び州裁判所訴訟において、全国的な百貨店を弁護。暫定的集団には 5 万人が含まれ、主張される汗が流れる店舗状況と衣服の不適切なラベリングと広告に基づき、多くの嫌疑の告発を求めた。*Doss 対 The Gap 他* (カリフォルニア州中部地区 1999 年及び(サンフランシスコ上級裁判所 1999 年))。

訴訟弁護士として、集団訴訟請求に対して、シリコンバレーにあるコンピューターモニターの構成部品の製造業者であるラムテック(Ramtek)の最高財務責任者を弁護。また、刑事責任及び SEC 取締り手続に対しても、この依頼人を弁護した。ラムテック証券訴訟(*In Re Ramtek Securities Litigation*)(カリフォルニア州北部地区 1991 年)及び米国対アダムス(*Adams*)(カリフォルニア州北部地区

1994年)。

主任弁護士として、ソフトウェア販売における不適切な収益認識の嫌疑に対する集団訴訟及び SEC 手続きにおいて、会計ソフトウェア製造業者の社長と CEO を弁護。プラチナム・ソフトウェア証券訴訟 (*In Re Platinum Software Securities Litigation*) (カリフォルニア州中部地区 1995年)。

論文

Eyes Across the Atlantic: Coordination and Management of Global Private Antitrust Litigation

ABA Section of Antitrust Law, May 8, 2017

The Rapidly Changing Landscape of Private Global Antitrust Litigation: Increasingly Serious Implications for U.S. Practitioners

Competition (Calif. State Bar Antitrust Section publication), Fall 2016

A Matter of Class: A look at the collective action regimes in the UK and US

Competition Law Insight, December 8, 2015

["AUO In the Dock: Watershed Event, Business as Usual, or Both? A Roundtable,"](#) *Competition: The Journal of the Antitrust and Unfair Competition Law Section of the State Bar of California*, Vol. 22, No. 1; Spring 2013

[Antitrust Attorneys Grapple with Impact of 'Booker'](#), July 18, 2005

[Roundtable White Collar Defense](#), September 10, 2004

反トラスト法に関するブログ投稿

["Eyes Across the Atlantic: Coordination and Management of Global Private Antitrust Litigation,"](#) May 23, 2017

["Frequently Asked Questions About the Amnesty Program—Major Changes in the Antitrust Division's January 2017 Update,"](#) January 25, 2017

["Evolving Private Remedies for Competition Infringements in Europe: Class Actions in the U.K.,"](#) October 19, 2015

["Individual Accountability for Corporate Wrongdoing": A Sea Change Or Not?"](#) September 15, 2015

["FTC "Enforcement Principles" for Section 5 of the FTC Act: Is Something Better than Nothing?"](#) August 19, 2015

["Latest LCD Criminal Conviction – Stephen Leung Of AUO Convicted On Retrial,"](#) December 20, 2012

["DOJ Wins AUO Convictions in LCD Price-Fixing Trial, Successfully Defending Its Cartel Program,"](#) March 16, 2012

講演活動

グローバル私的訴訟会議 (Global Private Litigation Conference) 司会、「パネル V: 手続の総合」、米国法曹協会 (ABA) 反トラスト法部会、2017 年 5 月 8 日

国際開示に関するパネル・スピーカー、Mastering the Discovery Process for the General Counsel Conference、ニューヨーク州ニューヨーク市、2008 年 11 月 3 日～4 日

法律実務協会 (PLI) の年次反トラスト学会 (Annual Antitrust Institute) でのパネル・スピーカー、2008 年

反トラスト及びホワイトカラー分野において、定期的に講演を実施し、法曹界のプログラムに貢献。

イベント

グローバル私的訴訟会議 (Global Private Litigation Conference) 米国法曹協会 (ABA) 反トラスト法部会
2017 年 5 月 7 日～8 日、アムステルダム

会員

米国法曹協会反トラスト法部会、訴訟部会及び刑事司法・ホワイトカラー部会 会員

カリフォルニア州弁護士会 会員

サンフランシスコ弁護士協会 会員

米国法曹協会 (ABA) 反トラスト法部会の刑事実務手続委員会 会員